

原動機付自転車・普通自動車運転免許取得規則（令和5年度 改定）

以下により原動機付自転車・普通自動車運転免許を取得することができる。

<条件>

- ① 免許取得については、本人が希望し保護者の同意がある。
- ② 免許取得については、保護者の全責任の下で行う。
- ③ 自動車学校・教習所への入校・入所は第3学年の7月以降とする。
- ④ 学業に影響（平日に学校を休む等）しないように計画的に教習を受ける。
- ⑤ 免許取得後は、直ちに免許取得の報告をする。
- ⑥ 運転は卒業後とするが、在学中に通勤の練習のために運転する場合は、必ず保護者による監督・責任の下、交通法規を遵守することとする。
（特に自動車を運転する場合には、保護者が同乗することとする。）
- ⑦ 万一の事故に備えて、任意保険には必ず加入する。
- ⑧ 禁止事項を遵守する。

<禁止事項>

在学中は原動機付自転車・普通自動車で学校に来ることを禁止する。
在学中は家族以外の同乗を禁止する。

<手続き>

- ① 自動車学校・教習所に入校・入所を希望する日の1ヶ月前までに、担任に希望を伝える。
本人（保護者）からの申し出 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任（主任会で情報共有）
- ② 「原動機付自転車・普通自動車運転免許取得届（別紙）」を保護者へ配付。
- ③ 保護者は必要事項を記入し、担任へ提出
- ④ 担任は起案
- ⑤ 「原動機付自転車・普通自動車運転免許取得報告書（別紙）」を保護者へ配付。
- ⑥ 原動機付自転車・普通自動車運転免許取得のための教習開始。
- ⑦ 免許取得後、保護者は速やかに学校に報告書を提出。

* 上記規則は基本的な原則とし、生徒の状況に応じて個別に対応する。